

記入例(以下青文字は記入例)

書類が様式第1号とほぼ同じなので間違えないように！

様式第12号(第4条の2関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書(更新)

高千穂町長 様

日付は提出日を記載

令和8年 8月10日

申請者 氏名又は名称 株式会社〇〇水道

住 所 高千穂町大字三田井13

代表者氏名 代表取締役 水道 太郎

社
印

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

個人申請の場合は
個人印

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役社長 スイドウ タロウ 水道 太郎	取締役専務 スイドウ ジロウ 水道 次郎 取締役 スイドウ ハナコ 水道 花子
事業の範囲	給水装置工事業 管工事業 水道施設工事業 消防施設工事業 等々
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

給水装置工事ができる事業の
名称を記入してください

(裏面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社〇〇水道
上記事業所の所在地	〒882-1192 高千穂町大字三田井13
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
水道 次郎 高千穂 太郎	第123456号 第222222号
指定給水装置工事主任技術者が不在の場合、指定給水装置工事事業者にはなれない。 また、主任技術者は原則同時に他の事業所の主任技術者にはなれない。	

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

別表(第4条の2関係)

機 械 器 具 調 書

令和8年 8月10日 現在

日付は提出日と同じ。
以降の様式の日付も同じ。

種 別	名 称	型 式 ・ 性 能	数 量	備 考
管の切断用の機械器具	塩ビ管カッター	～φ25	3個	
	バンドソー	～φ150	2台	M社〇〇型
	塩ビ管用ノコ		3個	
	金切りノコ		4個	
	電動高速カッター	355mm	1台	(株)X社
管の加工用の機械器具	ねじ切り機械	電動 ～φ150	2台	R社REX〇〇
	ねじ切り機械	電動 ～φ100	1台	R社REX〇〇
	電動ドリル	充電式	2台	
	穿削器	～φ25	2台	
	グラインダー		5台	
	管ヤスリ		8本	
接合用の機械器具	トーチランプ	ガス	3台	B社
	トーチランプ	ガソリン	3台	C社〇〇式
	電気溶接機		1台	
	ガス溶接機		1台	
	パイプレンチ	250mm	6本	
	パイプレンチ	350mm	4本	
	モンキーレンチ	150mm	8本	
	ラチェット		5本	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ	手動式	3台	E社bs-〇型
	自記録圧力測定器		2台	K社〇〇-〇

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

この4種を漏れなく記入すること。

様式第2号(第3条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者及びその役員は、高千穂町指定給水装置工事事業者に関する規程第4条第1項第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。

令和8年 8月 10日

申 請 者

氏名又は名称 株式会社〇〇水道
住 所 高千穂町大字三田井1 3
代表者氏名 代表取締役 水道 太郎

個人申請の場合は
個人印

社
印

高千穂町長 様

高千穂町指定給水装置工事事業者に関する規程 第4条第1項第3号 抜粋

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として規則第20条の2で定めるもの
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- エ 第9条第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

様式第3号(第11条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

高千穂町長様

令和8年 8月10日

届出者 株式会社〇〇水道
代表取締役 水道 太郎



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任・解任の届出を
します。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社〇〇水道	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年 月 日
水道 次郎	第 123456 号	令和8年8月10日
高千穂 太郎	第 222222 号	令和8年8月10日
指定給水装置工事主任技術者が不在の場合、指定給水装置工事事業者にはなれない。 また、主任技術者は原則同時に他の事業所の主任技術者にはなれない。		

提出日の
日付で記入

参考資料

給水装置工事資格者一覧表

届 出 者	株式会社〇〇水道		
氏 名	年 齢	給水装置工事に関する資格	
水道 次郎	50	給水装置工事主任技術者 建築整備士 消防設備士(甲1) 一級管工事施工管理技士 一級配管技能士	
高千穂 三郎	45	二級管工事施工管理技士	
高千穂 四郎	40	給水装置工事主任技術者 二級管工事施工管理技士 一級配管技能士	
御塩井 五郎	35	給水装置工事主任技術者 二級管工事施工管理技士 二級配管技能士	
金比羅 六郎	30	二級管工事施工管理技士 二級配管技能士	
城山 七郎	25	三級配管技能士	
		給水装置工事主任技術者の資格以外の 配管技能士や管工事施工管理技士等、適 切に給水装置工事作業を行える資格等を 記入する。	

指定給水装置工事事業者 確認事項記入表

記載漏れがある場合、すべて聞き取り確認・再提出が必要になるので、記入漏れがないよう十分注意して記入すること

氏名又は名称 株式会社〇〇水道
代表者氏名 代表取締役 水道 太郎
郵便番号、住所 〒882-1192 高千穂町大字三田井13
電話番号 0982-73-1209



当町の直近の講習会は令和4年8月10日開催
この時の受講状況を記入すること

高千穂町が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講状況（過去5年以内）

受講年月日	(公表: ☒ 可 ☐ 不可)
☒ 受講 (令和4年 8月 10日)	・ 未受講
(未受講の場合、その理由) ※非公表	

未受講の場合は必ず理由を記入すること

可の場合、町HP等に公表する場合がある
※公表を希望しない場合は「不可」を選択

指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください）			(公表: ☒ 可 ☐ 不可)
休業日 : 毎週土曜日、日曜日 祝日 盆休暇 年末年始休暇	営業日 : 月曜日 ~ 金曜日	修繕対応時間 : 午前8時 ~ 午後5時 (営業時間外対応要相談)	
漏水等修繕対応の可否			(公表: ☒ 可 ☐ 不可)
(該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。)			
☒ 屋内給水装置の修繕		☒ 埋設部の修繕	
その他 (緊急漏水のみ時間外応急対応可 ポンプ、温水器等電気機械関係の故障対応可)			
対応工事種別 (新設 ・ 改造等) : (該当部に○をつけてください。)			(公表: ☒ 可 ☐ 不可)
配水管からの分岐 ~ 水道メーター		☒ 新設	改造)
水道メーター ~ 宅内給水装置		☒ 新設	改造)
その他 (緊急連絡先 他)			(公表: 可 ☒ 不可)
(緊急連絡先)			
090-XXXX-XXXX (代表者携帯)			
090-XXXX-XXXX (工事担当者携帯)			

※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。
※業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようにお願いします。

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去 5 年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする（以下抜粋）

- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上の為に、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名 (※公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
水道 次郎	給水工事振興財団 eラーニング	令和3年7月20日
〃	自社内研修「給水装置の事故事例」	令和4年2月14日
高千穂 四郎	自社内研修「給水装置の事故事例」	令和4年2月14日
御塩井 五郎	〇〇協会研修「給水装置の新技术」	令和5年4月22日
金比羅 六郎	××組合研修「配管実務講習会」	令和6年6月10日
	給水装置工事の技術向上に寄与する研修等であれば記入 (給水装置工事主任技術者以外についても記入)	
上記の内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
可 不可		

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください（受講を証明する書類は不要です）。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

過去一年以内に給水の施工を行った者について記入
経験を有していれば資格の有無は問わない

過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことが出来る技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条
法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする（以下抜粋）

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

☐ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要
(工事を施行しない場合は、チェック欄にレ点を記入してください。)

工事を施工しない
場合にチェック

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (※公表対象外)	配水管への分水栓の 取付・せん孔、給水管の 接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事 年度
			保有している資格等※	
高千穂 四郎	○	○	配管技能士	R5
御塩井 五郎	○	○	配管技能士	R6
宮尾野 八郎	○	○	講習会修了者	R7
湧水 九郎	○	×		R7
上記の内容の公表の可否 (公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)				
資格を有していなくても、施工の経験を有していれば記入			可	不可

- ※以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。
- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
 - ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
 - ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
 - ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)
- 資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しない場合は、任意の記載となります。
技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。
行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。